



受託支度費が実費に変更

令和4年4月1日より適用



FHや里親、自立援助ホームには4月新年度より措置される児童などが増えてくるものと思います。

厚労省からの4月各都道府県への事務連絡では、これまでの「受託支度費」定額44,630円を支弁することとしていましたが、4月からは、上限を44,630円とし、実費を支弁する方法に変更することを伝えました。委託される児童などのために支出される経費であることを明確化するための処置ということです。

具体的には、委託または入所の決定に向けた手続き（マッチングや見学等を含む）を始めた日から、委託・入所の日から1か月間、子どもの養育や、入所者の生活のために必要な物品の購入費用として領収書等で確認できた額を、「受託支度費」として支弁されます。

従来の方法とは異なりますので、確認してください。